

こうちSDG s 推進企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「高知県産業振興計画」に基づき、持続可能な地域社会づくりに向けて、県内企業等のSDG sを意識した取り組みを促進することにより、企業価値の向上及び多様な人材の確保等、並びに県内企業等におけるSDG sの普及を図ることを目的に実施する登録制度に関し、必要な事項を定める。

(対象事業者)

第2条 本登録制度の対象者は、高知県内に本店又は営業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主であつて、次の全てを満たす者とする。

- (1) 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと
- (2) 公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行っていないこと
- (3) 県税の滞納がないこと
- (4) 国、地方公共団体及び宗教法人でないこと

(登録)

第3条 登録の申請は、こうちSDG s 推進企業ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)を用い、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) こうちSDG s 推進企業登録申請書(様式第1号)(ポータルサイトのフォームに直接入力)
 - (2) SDG s達成に向けた宣言書(様式第2号)(ポータルサイトのフォームに直接入力)
 - (3) SDG s達成に向けた具体的な取組のチェックリスト(様式第3号)
- 2 知事は、前項の申請内容が次の各号の要件を満たすと認めるときは、当該申請者をこうちSDG s 推進企業(以下「登録企業」という。)として登録するとともに、こうちSDG s 推進企業登録証(以下「登録証」という。)を交付し、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。
- (1) 「環境」・「社会」・「経済」の3側面の取組及び目標が設定されていること。
 - (2) SDG s達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が記載されていること。
- 3 知事は、前項の登録をしたときは、登録企業に対して、自社ホームページ等での取組内容の公表を促すとともに、ポータルサイト等において公表するものとする。

(取組状況の報告等)

第4条 登録企業は、登録の日から1年が経過する毎に、その間の取組進捗状況を確認するものとし、前条第1項第1号及び第2号により、ポータルサイトを用い、知事に報告するものとする。

(登録の変更)

第5条 登録企業は、提出書類の記載内容に変更が生じたときは、ポータルサイトを用い、こうちSDG s 推進企業登録内容変更申請書(様式第4号)を知事へ提出するものとする。

(登録の辞退)

第6条 登録企業は、登録の辞退をしようとするときは、こうちSDG s 推進企業登録辞退届(様式第5号)を知事へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 知事は、登録企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第3条第2項に規定する登録証を返還させるとともに、登録マークの使用を中止させるものとする。

- (1) 登録証又は登録マークが不正に使用された場合
- (2) 登録企業としての活動実態がないと判断される場合
- (3) 第3条第2項各号の要件を満たさなくなった場合
- (4) 第4条に規定する報告が提出されない場合
- (5) 登録企業が公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行った場合
- (6) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた登録企業へ通知するものとする。

(登録取消し後の申請)

第8条 前条第1項第5号または第6号に該当し、登録を取り消された登録企業（以下「登録取消企業」という。）は取消しの日から起算して1年を経過するまでの間は、第3条第1項の登録の申請はできないものとする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、登録取消企業は取消しの日から起算して3年間を限度として別に定めるまでの間は、第3条第1項の登録の申請はできないものとする。

(登録の期限及び更新)

第9条 登録証の有効期限は、登録の日から3年とする。

2 登録の更新を受けようとする登録企業は、別に指定する期日までに第3条第1項に規定する書類をポータルサイトを用い、知事に提出するものとする。

(登録マーク)

第10条 登録マークの取扱いについては、別に定める「こうちSDGs推進企業登録マーク使用要領」によるものとする。

(情報の開示)

第11条 登録企業に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

2 知事が知り得た登録企業の情報は、登録企業の許可なく他の事業で使用しないものとする。

(その他)

第12条 登録企業は、県がSDGsの普及啓発のために行う調査・広報等の活動に対して、できる限り協力するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

この要綱は、令和6年11月28日から施行する。